

# 資料1

## 検討会における論点

平成17年6月6日

総務省総合通信基盤局

料金サービス課

## 論点 1 添架ポイント

### 1 第1回会合における電柱管理者の立場

他の電柱添架事業者との同等性が確保されるのであれば、現在一般添架ポイントとなっている6.4m、6.7mポイントの空きの有無にかかわらず、6.1mポイントに接続事業者の光引込線を添架することは構わない。(現在6.1mポイントがNTT東西の専用ポイントであるNTT東西柱の場合)

### 2 議論すべき事項

#### (1) 電柱管理者

ア NTT東西の引込線添架ポイントの開放に当たり、電柱管理者として以下の添架順序のうちどの案であれば他の電柱添架事業者との同等性を確保できると考えるか(当該開放ポイントの位置付けに対する考え方を含む)。(新たなポイントを設ける場合とNTT東西の設備と一束化する場合で考え方が異なるか。)

(東京電力管内の場合)

案1 光引込線:6.1mポイント(又は5.5m、5.8mで一束化)

一般添架者:6.4m、6.7mポイント ⇒ 6.1mポイント

案2 光引込線:6.1mポイント(又は5.5m、5.8mで一束化)

一般添架者:6.4m、6.7mポイント or 6.1mポイント(選択可)

案3 光引込線:6.1mポイント(又は5.5m、5.8mで一束化)

一般添架者:6.4m、6.7mポイントのみ

イ NTT東西の引込線添架ポイントに突き出し金物を設置する案に対し、接続事業者が引込線を電柱の側面に直接添架する工法(NTT東西の光引込線との離隔が15cm)に対する考え方如何

#### (2) 接続事業者

接続事業者として、以下のどの案であれば NTT 東西の B フレッツと対等に競争できると考えるか。

案1・案2・案3それぞれにおいて、光引込線の添架方法として、

案A 6.1m ポイントでの単独添架 ⇒ 6.1m ポイントでの一束化

(案A' 6.1m ポイントでの単独添架 ⇒ 一般添架ポイントでの単独添架)

案B 6.1m ポイントでの単独添架 ⇒ 5.5m・5.8m ポイントでの NTT 東西との一束化

案C 6.1m ポイントでの単独添架 or 5.5m・5.8m ポイントでの NTT 東西との一束化(選択可)

### (3) NTT東西

案A・案B・案Cに対する考え方

## 論点2 電柱添架申請等の同等性

### 1 第1回会合に提出された資料における接続事業者の立場

NTT 東西の工法・手続等の実態について確認を要望

### 2 確認・議論すべき事項

#### (1) NTT 東西

第2回検討会において、工法・手続等について資料提示・説明

ア NTT東西の引込線電柱添架ポイントの工法等

⇒ NTT 東西から説明

(ア) 東京電力エリア、関西電力エリアにおける工法の概念図の提示

(添架位置・クロージャ設置箇所別の工法、基本となる数パターンの提示(既設メタル吊り線、メタル線への一束化、引込み時の工法等))

(イ) 工法におけるNTT電柱(共架柱、単独柱 別)と電力柱の違い。

(ウ) 6.1m の引込ポイントにおいて、光引込線をフックに一度引き留めることの必要性。設備構築上、他の接続事業者の光引込線についても同様の工法とする必要性。

(エ) NTT 東西の 5.5m、5.8mポイントでNTT東西の吊り線に事業者クロージャを設置するための工法

(大きさ、設置工法、保守面で留意する点)

(オ) 他の接続事業者が提案する新たな資材や工法を採用する場合に必要な技術基準や規格の詳細(NTT社内における判断基準等)

(カ) 施工業者選定の基準 等々

(参考)

NTT 東西の光引込線電柱添架の標準工法(H17.4.26 電気通信事業部会資料)

NTT 東…6.1m ポイントに吊り線やメタル線と一束化せずに添架

NTT 西…5.5m や 5.8m に敷設されている吊り線やメタル線等に一束化して添架

## イ NTT東西の光引込線電柱添架の手続き

### (ア) NTT柱の場合

#### a 強度計算(H17.4.26 電気通信事業部会資料)

ケーブルやクロージャ等を添架する場合には強度を計算。光引込線のみを添架する場合にも強度計算が必要であるが、NTT東西分については電柱建設時に予め引込線分の強度を確保していることから、引込線敷設の都度の強度計算は不要。

⇒ 電柱建設時の強度確保の方法等について、NTT東西から説明→特に光引込線に対する強度の考え方

#### b NTT東西の設備管理部門における引込線敷設申込みの処理方法

##### NTT東西から説明

##### ① NTT東西の利用部門がNTT設備管理部門にBフレッツ新規加入者宅への引込線の引込みを依頼した場合の具体的な事務処理方法

- ・ 書類の内容、手続きのフロー、使用可能となるまでの期間等
- ・ NTT東西における申込受付からAOクロージャ設置と光引込線工事までの流れ

##### ② 他事業者が引込線の電柱添架を申請した場合のNTT設備管理部門における具体的な事務処理方法

##### ③ 両者の相違点

##### ④ 手続き(特に強度計算)において、NTTの共架柱と単独柱での違い。等々

#### c 光引込線敷設のための電柱使用手続において、電柱管理者として最小限必要とする情報

### (イ) 東京電力柱・関西電力柱の場合

##### NTT東西から説明

##### ① 引込線の添架の都度、申込みを行っているのか

##### ② 申込みを行っている場合、書面か口頭か、事前か事後か

##### ③ 強度計算はその都度実施しているのか

##### ④ 添架の都度の申請が無い、又は簡略化(書面上の簡略化、口頭、事務処理等)されている場合、その前提条件

##### ⑤ 強度計算がその都度必要で無い場合、その前提条件

##### ⑥ 電力柱のポイントについて、NTT東西が管理する範囲。

(例: 吊り線の引留ポイント、1つのバンドの範囲、5.5m～6.1mまでの高さを含めた範囲等) 等々

## (2) 接続事業者

ア NTT 東西提示の手続き簡素化案に対する具体的意見(6.1m ポイントに添架する場合、5.5m・5.8m に一束化する場合それぞれについて)  
強度計算、POI-BOX の設置等について

イ 現在検討している光引込線添架の具体的な申請手続・工法等と NTT 東西との同等性のために確保される必要があると考える事項(検討会の場で、必要に応じ使用予定の光ファイバケーブルや POI-BOX 等の実物も提示しつつ説明)

## (3) 電力会社

- ・ NTT 東西提示の手続き簡素化案について、自社柱での実現可能性について

### 論点 2 - 2 一束化について

#### (1) 電柱管理者、接続事業者

- ・ 「一束化」の範囲についての考え方  
個人宅に引き込むために他事業者のワイヤ等に引っ掛けることも一束化に当たるか  
装柱材(金物)や吊り線の一部を共用することも一束化という扱いになるか 等

#### (2) 接続事業者

一束化協議の実態等について接続事業者から説明

- ① 一束化協議の開始から合意までの手続き・期間
- ② 一束化協議における主な協議事項
- ③ 一束化を行う事業者間での主な合意事項(特に保守面や事故が起こった場合の取扱い等)
- ④ 一束化に伴う事故の発生割合等
- ⑤ NTT 東西に一束化する場合と他事業者に一束化する場合の相違点等  
(他事業者との一束化は希望せず、NTT 東西との一束化を希望する理由)

### 論点3 電柱添架費用の同等性

#### 1 第1回会合に提出された資料における接続事業者の立場

NTT東西の光引込線の電柱使用料の実態について確認を要望

#### 2 議論の進め方

第3回以降の検討会において具体的に議論

### 論点4 道路占用関係

#### 1 第1回会合に提出された資料における接続事業者の立場

NTT東西が光引込線を引く場合の道路占用手続、道路占用料の実態について確認を要望

#### 2 議論の進め方

まずは論点1～3についての合意を目指す。

### 論点5 その他

- ・ NTT東西の電柱情報の開示の必要性 等